

具体的施策の展開

第1章 教育・保育等の推進

第2章 保護や援助を必要とする子どもへの
支援等

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な
施策



第1章 教育・保育等の推進

基本的考え方

核家族化や女性の就労が一般的になる中、保育のニーズが高まっているため、県内でも保育所入所待機児童数は増加傾向にあります。これまで、定員の弾力運用・保育所新設・家庭的保育の提供等により待機児童解消に取り組んできましたが、保育所の入所希望者も増加が続いているため、依然として熊本市及びその近郊の市町で待機児童が増加しています。

■ 県内の保育所入所の状況(各年度4月1日現在)

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所数 | 585 | 586 | 587 | 589 | 590 |
| 定員数 | 45,125人 | 45,920人 | 46,649人 | 47,494人 | 48,189人 |
| 入所児童数 | 46,336人 | 47,429人 | 48,600人 | 49,510人 | 50,280人 |
| 定員充足率 | 102.7% | 103.3% | 104.2% | 104.2% | 104.3% |

■ 県内の待機児童数の推移

| | H22.4 | H23.4 | H24.4 | H25.4 | H26.4 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 待機児童数 | 141人 | 194人 | 396人 | 582人 | 678人 |

一方で、人口減少と高齢化が進行する中、過疎地域などでは、子どもの数の減少により、保育所や幼稚園の定員割れも発生しています。

子ども・子育て支援新制度においては、基礎自治体である市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みとなっています。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供確保の内容、その実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を作成し、この計画をもとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとされました。

県は、市町村計画を踏まえて「県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を作成し、この県計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育教諭¹、幼稚園教諭や保育士等の人材確保や資質の向上のための支援などを行います。

¹ 【保育教諭】認定こども園法第14条において幼保連携型認定こども園に配置するよう定められている、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ者

第1節 区域の設定と量の見通し

1 区域の設定

(1) 基本的考え方

県が定める区域は、県が認可、認定を行う際の需給調整の判断基準になることから、各市町村計画において設定される区域と同一とします。

【理由】

- ・認可・認定は県（熊本市）が行いますが、各市町村が行う確認と整合を保つ必要があるため、区域は市町村計画と合わせることが望ましいこと。
- ・広域利用の実態をみると、県が新たに区域設定をする必要はなく、各市町村計画の需給見通しに反映されていること。
- ・地域子ども・子育て支援事業の区域についても、別の区域を定める特段の理由がないこと。

なお、今後、計画に沿って教育・保育を推進する中で、需要と供給の変化などにより広域調整の必要が生じた場合は、県が県内市町村や県境市町村間の調整を行います。

(2) 設定区域

基本的には1市町村1区域としますが、次の3市町については、市町村計画に合わせて1つの市町村で複数の区域を設定します。

【熊本市】 1号認定 8区域、2・3号認定 27区域

【天草市】 1・2・3号認定 3区域

【菊陽町】 1号認定 1区域、2・3号認定 2区域

【認定区分】

■1号認定

3～5歳で、幼児期の学校教育を必要とする子(幼稚園、認定こども園)

■2号認定

3～5歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園)

■3号認定

0～2歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園、地域型保育)

熊本市、天草市、菊陽町の詳細な設定区域は以下のとおりです。

| 市町村 | 認定区分（区域名） | | 区域区分（小学校区） |
|-----|-------------|-----------|-------------------------|
| 熊本市 | 1号 (中央A) | 2・3号(中央①) | 壺川、城東、慶徳、一新、五福 |
| | | 2・3号(中央②) | 向山、本荘、春竹 |
| | | 2・3号(中央③) | 碩台、黒髪 |
| | 1号 (中央B) | 2・3号(中央④) | 白川、大江、白山 |
| | | 2・3号(中央⑤) | 出水、出水南、砂取 |
| | | 2・3号(中央⑥) | 託麻原、帯山、帯山西 |
| | 1号 (東A) | 2・3号(東②) | 西原、託麻西、月出 |
| | | 2・3号(東③) | 託麻東、託麻北、託麻南、長嶺 |
| | 1号 (東B) | 2・3号(東①) | 尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内 |
| | | 2・3号(東④) | 画図、健軍、泉ヶ丘 |
| | | 2・3号(東⑤) | 秋津、若葉、桜木、桜木東 |
| | 1号 (西) | 2・3号(西①) | 高橋、池上、城山 |
| | | 2・3号(西②) | 城西、花園、池田 |
| | | 2・3号(西③) | 古町、春日、白坪 |
| | | 2・3号(西④) | 芳野、河内 |
| | | 2・3号(西⑤) | 松尾東、松尾西、松尾北、小島、中島 |
| | 1号 (南) | 2・3号(南①) | 富合 |
| | | 2・3号(南②) | 御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、田迎西 |
| | | 2・3号(南③) | 力合、城南、川尻、力合西 |
| | | 2・3号(南④) | 飽田東、飽田南、飽田西 |
| | | 2・3号(南⑤) | 中緑、銭塘、奥古閑、川口 |
| | | 2・3号(南⑥) | 杉上、隈庄、豊田 |
| | 1号 (北A) | 2・3号(北①) | 植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底 |
| | | 2・3号(北②) | 川上、西里、北部東 |
| | | 2・3号(北③) | 清水、高平台 |
| | 1号 (北B) | 2・3号(北④) | 城北、麻生田、楠、楡木 |
| | | 2・3号(北⑤) | 龍田、武蔵、弓削 |
| 計 | 8区域 | 27区域 | |

- ・介護保険計画における「日常生活圏域」を参考に2、3号認定の区域を27区域に設定。
- ・1号認定については、上記の圏域における保育所の平均サービス利用率と同等以上とし、さらに幼稚園が偏在しないような区域とするため8区域に設定。

| 市町村名 | 認定区分（区域名） | 区域区分（旧市町） |
|------|------------|-------------------|
| 天草市 | 1・2・3号（東部） | 本渡上島、有明、栖本、倉岳、御所浦 |
| | 1・2・3号（中央） | 本渡下島、五和、新和 |
| | 1・2・3号（西部） | 牛深、天草、河浦 |
| 計 | 3区域 | |

- ・現在の天草市の教育・保育の提供状況や地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、居宅から容易に移動することが可能となるよう3区域を設定。

| 市町村名 | 認定区分（区域名） | | 区域区分（中学校区） |
|------|------------|------|------------|
| 菊陽町 | 1号 （全域） | 2・3号 | 菊陽 |
| | | 2・3号 | 武蔵ヶ丘 |
| 計 | | 2区域 | |

- ・1号認定については、町内全体で供給体制が十分に整っていないため、広域利用も視野に入れながら、町全域で1区域として設定。
- ・2、3号認定については、需要超過の状態であるが、今後、小学校就学前児童が減少すること、保育ニーズの地域差を踏まえ、中学校校区単位の2区域として設定。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 県計画における教育・保育の量の見込み及び確保方策

① 基本的な考え方

各年度の県が定める設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策については、各市町村におけるニーズ調査の結果に基づき、市町村子ども・子育て会議で検討された数字を積み上げています。

また、国の基本指針においても、県が定める教育・保育の量及び確保方策は市町村計画の積み上げが基本とされています。

② 県区域における教育・保育の量の見込み及び確保方策

設定区域毎の教育・保育の量の見込み及び確保方策の県全体の見通しは以下のとおりになります。

設定区域毎の詳細については、P87以降の「県が定める設定区域におけるニーズ及び確保量」に掲載しています。

【県全体の見通し】

| 平成27年度 | | | | |
|------------|---------------|--------|---------|--------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み | 17,282 | 31,081 | 26,441 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 14,070 | | |
| | 認定こども園(幼稚園部分) | 5,221 | | |
| | 認定こども園(保育所部分) | | 3,963 | 3,615 |
| | 保育所 | | 27,559 | 20,940 |
| | 地域型保育事業 | | | 241 |
| 合計 | 19,291 | 31,522 | 24,796 | |
| 確保方策－量の見込み | 2,009 | 441 | ▲ 1,645 | |

| 平成28年度 | | | | |
|------------|---------------|--------|--------|--------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み | 17,366 | 31,023 | 26,303 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 12,285 | | |
| | 認定こども園(幼稚園部分) | 6,988 | | |
| | 認定こども園(保育所部分) | | 4,483 | 4,201 |
| | 保育所 | | 27,073 | 20,987 |
| | 地域型保育事業 | | | 295 |
| 合計 | 19,273 | 31,556 | 25,483 | |
| 確保方策－量の見込み | 1,907 | 533 | ▲ 820 | |

【認定区分】

■1号認定

3～5歳で、幼児期の学校教育を必要とする子(幼稚園、認定こども園)

■2号認定

3～5歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園)

■3号認定

0～2歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園、地域型保育)

| 平成29年度 | | | | |
|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み | | 17,311 | 30,783 | 25,996 |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 11,911 | | |
| | 認定こども園(幼稚園部分) | 7,409 | | |
| | 認定こども園(保育所部分) | | | |
| | 保育所 | | 27,212 | 21,549 |
| | 地域型保育事業 | | | 666 |
| | 合 計 | 19,320 | 31,825 | 26,540 |
| 確保方策－量の見込み | | 2,009 | 1,042 | 544 |

| 平成30年度 | | | | |
|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み | | 17,214 | 30,520 | 25,694 |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 11,872 | | |
| | 認定こども園(幼稚園部分) | 7,476 | | |
| | 認定こども園(保育所部分) | | | |
| | 保育所 | | 27,049 | 21,551 |
| | 地域型保育事業 | | | 666 |
| | 合 計 | 19,348 | 31,734 | 26,602 |
| 確保方策－量の見込み | | 2,134 | 1,214 | 908 |

| 平成31年度 | | | | |
|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み | | 17,119 | 30,195 | 25,335 |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 11,878 | | |
| | 認定こども園(幼稚園部分) | 7,476 | | |
| | 認定こども園(保育所部分) | | | |
| | 保育所 | | 26,974 | 21,505 |
| | 地域型保育事業 | | | 705 |
| | 合 計 | 19,354 | 31,717 | 26,637 |
| 確保方策－量の見込み | | 2,235 | 1,522 | 1,302 |

※ 上記の数については、平成27年1月末現在の市町村計画を基に県計画として作成したものです。詳細については、P87以降に記載しています。

また、1号認定の「量の見込み」及び「確保方策」には、2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」の数を含んでいます。

(2) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

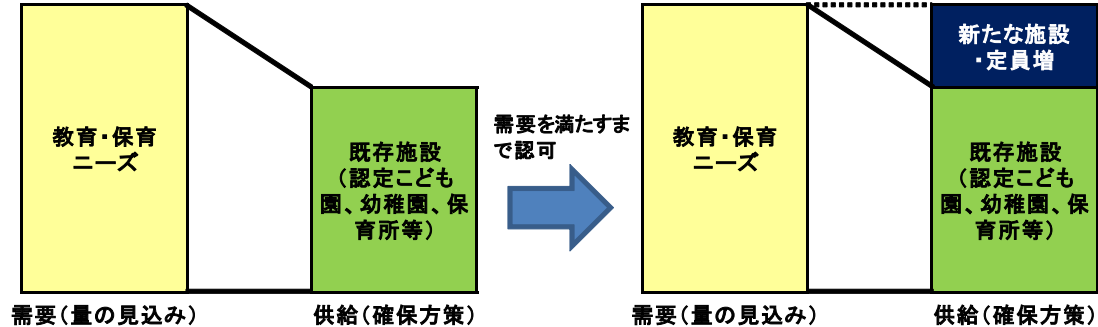
① 基本的考え方

各市町村が定める設定区域毎の需要（量の見込み）が、供給（確保の状況）を上回った場合は、原則として認可・認定を行います。

また、逆に需要（量の見込み）が供給（確保の状況）を下回る場合は、原則認可・認定を行いません。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（基準を満たす場合）
 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 原則認可・認定しない

【認可・認定のイメージ図】



② 県計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定申請に係る需給調整

県計画は、市町村子ども・子育て会議に諮ったうえで確保方策²が決定された市町村計画を積み上げて策定しており、計画外に認可・認定を行えば、市町村の計画的な施設整備に支障をきたす恐れがあります。

したがって、原則として認可・認定は計画に定められた確保方策に基づき行いますが、供給不足が拡大するなど状況の変化が生じている場合には、市町村と協議のうえ弾力的な対応を検討します。

(3) 認定こども園の普及に関する考え方

① 基本的考え方

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。満3歳以上の子どもについては、保護者が就労しているかどうかに関わらず受け入れることができ、保護者の就労状況や形態に関わらず、安定した教育・保育環境の提供が可能です。また、子育て支援事業を必ず行う必要があり、地域における子育て支援の拠点的な役割も担う施設です。したがって、本計画で定める基本的視点「1 子どもの視点に立った支援」、「2 すべての子どもや子育て家庭を支援」に合致しています。

認定こども園については、認可・認定の考え方を前提に、市町村や事業者の意向を尊重しながら、できる限り認可・認定を行います。

² 【確保方策】将来的な需要に対して、どのような手段で供給を行っていくかという対応策。

② 「県計画で定める数」について

認定こども園の設置にあたっては、(2)①に記載しているように、需要が供給を上回っており、設備や運営の基準等を満たす場合には、原則として認可・認定を行います。

しかし、需要が供給を下回っている区域においては、認可の根拠となる需要がないため、認可・認定を行うことができません。需要が供給を下回っている区域においても、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所をできる限り認可・認定していくため、次のように「県計画で定める数」を設定します。

ア 視 点

- ・ 供給が需要を上回る地域においても、希望する幼稚園や保育所が認定こども園に移行できるようにすること。
- ・ 需給ギャップが拡大しないよう、必要最小限の数を設定すること。
- ・ 画一的ではなく、地域の実情に応じた対応を可能とすること。

イ 県計画で定める数

設定区域における直近の利用定員総数³ など利用実態の範囲内で移行することとして、以下のとおり設定します。

$$\text{県計画で定める数} = \text{区域の教育・保育の供給（確保方策）の総数} - \text{需要（量の見込み）の総数}$$

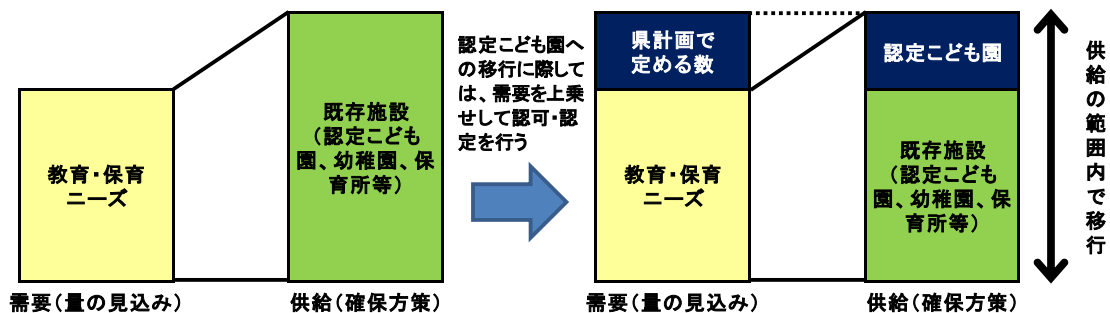
ウ 留意事項

認定こども園に移行する施設の定員の設定にあたっては、利用実態を踏まえたうえで需給バランスを考慮し、実態と大きくかけ離れた数とならないように検討を行います。

また、熊本市の全区域における県計画で定める数は、熊本市が幼保連携型認定こども園の認可権限を有していることから、熊本市計画で定める数をもって、県計画で定める数とします。

³ 【利用定員総数】市町村が定める認定区分（1号、2号、3号）毎の利用定員の総数

【認定こども園の認可・認定に係る需要と供給のイメージ図】



なお、実際の教育・保育のニーズや既存施設から認定こども園への移行状況を踏まえるとともに、設定区域毎の需給ギャップも視野に入れ、実情に応じて見直していきます。

第2節 県の支援等の取組み

1 教育・保育施設の役割と連携の推進

(1) 教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的考え方

支援法は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいのが特徴です。保護者と一緒に子育てを行うことで、この時期の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援していくことが、教育・保育施設に求められる役割です。

県では、このような教育・保育施設を身近な地域で利用できるよう、市町村計画が円滑に推進されるよう支援をしていきます。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。

地域型保育事業については、原則として満3歳未満しか利用できないため、満3歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要です。

県では、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携が可能となるよう、あっせん・調整の役割を担う市町村に対し、積極的な関与を促していきます。

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校、中学校との連携

子どもの発達と学びの連続性を確保する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所から小学校、中学校への円滑な接続のため、連携を図るようなことが大切です。

具体的には、幼児と児童生徒の交流の機会等を計画的に進めたり、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等や小学校等の教師との意見交換や合同で研修する機会を設けたりするなど、関係機関が協力し、連携を図っています。

県では、研修などを通して、連携の意義や重要性を啓発するとともに、連携推進のための体制づくりを図るなど、幼児期の教育・保育の成果が小学校以降につながるような取組みを推進します。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援

子育て家庭には、病児保育、一時預かり、延長保育など多様なニーズがあり、子育て支援メニューの充実や、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが求められています。

また、子育ての負担感や不安感が増大する中、保育所等において保護者が気軽に交流できる場を提供し、子育てについての相談や情報提供を行う子育て支援の拠点となる場の設置も求められています。

そのような中、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域における多様なニーズに応えることができるよう、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るために支援法において、「地域子ども・子育て支援事業」が定められました。

この事業は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとされており、県は市町村が実施する各事業が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の取組内容

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設内のスペース、保育所、児童館等において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てについての相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等を実施するものです。

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(再掲) 76 ページ 第3章 4 母子保健の充実

(1) 切れ目のない妊娠・出産・育児支援の充実 (妊娠～出産期) ①

④ 乳児家庭全戸訪問事業

原則として、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものです。

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童や保護者に監護させることが適当でない児童及び出産後の養育について支援が必要と認められる特定妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行うものです。

また、要保護児童対策地域協議会では、これらの訪問事業等で把握した要支援児童等や要保護児童に対する支援の内容を協議します。

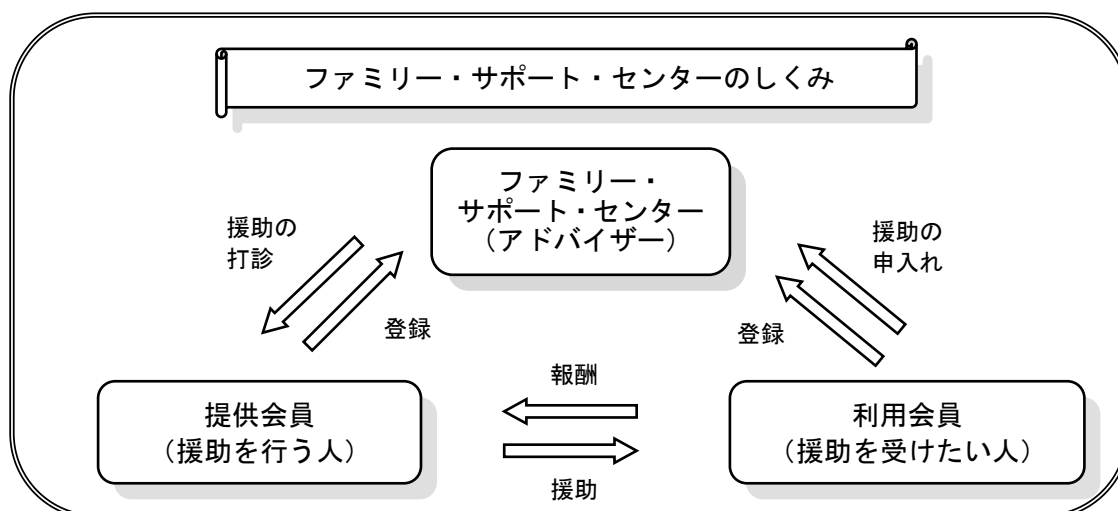
⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

保護者が疾病等の理由で家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に養育するものです。

また、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設等で生活指導、食事の提供等を行うものです。

⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子ども一時預かりや保育施設までの送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものです。



⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うものです。

なお、施設型給付⁴を受ける幼稚園で教育時間終了後に実施されている預かり保育は、平成27年度からは、市町村が取り組む「一時預かり事業」（幼稚園型）として実施されることとなります。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施するものです。

⑩ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が病児を一時的に保育等するものです。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後や長期休暇期間中、保育所をはじめ学校敷地内の専用施設や余裕教室等を利用して、放課後児童支援員を配置し適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

（再掲）85 ページ 第3章 6 総合的な放課後児童対策の推進

⁴ 【施設型給付】教育・保育を提供する施設が、保護者に代わり市町村から受ける費用

(3) 市町村における実施状況及び取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

| 実施事業 | | H25 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者支援事業 | 市町村数 | — | 11 | 14 | 16 | 16 | 16 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 市町村数 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 42 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 市町村数 | 43 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 養育支援訪問事業 | 市町村数 | 21 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 市町村数 | 17 | 22 | 22 | 24 | 25 | 25 |
| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 市町村数 | 13 | 16 | 16 | 17 | 17 | 17 |
| 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | 市町村数 | 27 | 27 | 29 | 31 | 31 | 31 |
| 一時預かり事業 | 市町村数 | 41 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 延長保育事業 | 市町村数 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 病児保育事業 | 市町村数 | 26 | 34 | 36 | 40 | 42 | 42 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 市町村数 | 41 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |

- ・「利用者支援事業」は、コーディネーターによる子育て情報提供や相談助言等を行うもので、実施予定団体数は16市町村となっているが、本事業によらず市町村職員が通常業務として対応したり、「地域子育て支援拠点事業」を活用して実施するなど、全ての市町村で情報提供や相談助言等が実施される予定。
- ・「養育支援訪問事業」は、「乳児家庭全戸訪問事業」等により把握した養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、居宅において相談支援や育児・家事支援を行うもので、計画上、実施を予定していない団体でも、必要が生じれば本事業の活用も含めて対応される予定。また、「ショートステイ」「トワイライトステイ」は、家庭での養育が困難になった場合に児童養護施設等で一時的に養育するものであり、実施を予定していない団体でも、必要が生じた時点で対応される予定。
- ・「ファミリー・サポート・センター」は、子どもの一時預かり等の援助を受ける者と提供する者を会員登録し、相互援助活動の連絡調整を行う事業であるが、会員登録の困難さなどがあり、本事業の実施を予定していない団体では、一時預かり事業等他の事業を活用して対応される予定。
- ・「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童クラブ」については、3団体が未実施となっているが、類似の事業により代替して実施される予定。

- ・「一時預かり事業」「延長保育事業」の未実施3団体については、ニーズがなく実施されない予定。
- ・「病児保育事業」については、ニーズが少ないことから3団体が未実施となっているが、必要となった場合に備えて、今後近隣市町村との広域連携等の取組み協議を進める予定。

3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上

(1) 教育・保育に従事する者等の確保

① 教育・保育及び地域型保育を行う者の具体的な必要見込み数とその確保方策

ア 必要見込み数

本計画に基づき、教育・保育の提供体制を確保するために必要となる教育・保育の従事者数の見込みは次のとおりです。

(ア) 配置基準に基づき最低基準を満たすための職員数

(単位：人)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育教諭 | 186 | 298 | 317 | 342 | 350 |
| 保育士 | 6,295 | 6,412 | 6,668 | 6,670 | 6,680 |
| 幼稚園教諭 | 637 | 580 | 575 | 568 | 567 |

※ 本計画の確保方策による利用者数と配置基準から必要数を算出

(イ) 本県の現在の配置水準を維持した場合の職員数

(単位：人)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育教諭 | 251 | 402 | 427 | 461 | 472 |
| 保育士 | 8,197 | 8,269 | 8,596 | 8,578 | 8,583 |
| 幼稚園教諭 | 838 | 762 | 756 | 747 | 746 |

※ 厚生労働省の H24 社会福祉施設等調査から最低基準に対する実際の配置職員数の配置割合（保育所：約 135%、幼稚園：約 131%）を基に算出

【参 考】

○ 現行の従事者数を基に推計した今後の従事者数の見通し

(単位：人)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育教諭 | 237 | 372 | 383 | 416 | 427 |
| 保育士 | 7,946 | 7,875 | 7,926 | 7,954 | 7,996 |
| 幼稚園教諭 | 1,173 | 1,176 | 1,180 | 1,184 | 1,188 |

※ 厚生労働省の H24 社会福祉施設等調査から今後の入職・離職状況を勘案した増減率により算出

イ 確保方策

新制度の施行に伴い保育ニーズに対応した保育サービスを確保するため、保育施設の新設や定員増が行われることから、これまで以上に保育士などの人材を確保する必要があります。

このため、国の「保育士確保プラン」に基づいて、今後の保育需要の増加に対応できるよう、新たな保育士の育成・就業支援、潜在保育士の再就職支援、保育士の就業継続支援など、市町村やハローワーク、県福祉人材・研修センターなどと連携を図りながら取り組みます。

- ・ 保育士を目指す学生へ修学資金の貸付けを行います。県内の保育所等で保育士として5年間働いた場合は返済を免除することにより、保育士資格の取得を推進するとともに、保育士の人材確保を図ります。
- ・ 保育士再就職支援コーディネーターを配置し、きめ細やかな条件面の調整を行うなど、求人と求職者のマッチングを行います。
併せて、市町村やハローワーク、保育士再就職支援コーディネーター等の情報交換の場を設定するなど、連携・情報共有を図りながら、保育士確保に着実に取り組んでいきます。
- ・ 保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、潜在保育士の再就職を支援する研修等を実施することにより、保育士の安定的な人材確保を図ります。

(2) 教育・保育に従事する者等の資質の向上のために講ずる措置

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化などにより急激に変化しています。しかし、乳幼児期等は、人の一生において、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに変わりはありません。

次世代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけるために重要な役割を担っている教育・保育に従事する者のほか、幅広い子育て支援分野での人材を養成するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。

① 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の研修

子どもの成長を促進する専門的な役割を期待されている保育教諭・幼稚園教諭・保育士等を対象として、専門的な研修や職種、経験等に応じた研修の充実を図ります。

また、保育教諭については、幼稚園教諭、保育士のいずれの業務についても行いうる資質と能力が必要とされていますので、県や関係団体が行う

保育士の研修、幼稚園教諭の研修のいずれにも参加できる体制づくりを行っています。

さらに、研修実施の際には、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等が互いに情報や意見を交換したり学び合ったりする機会を持つなど、相互の交流を深め、それぞれが積み上げてきた経験の共有に努め、相互理解を促進します。保育教諭、幼稚園教諭、保育士等が合同で研修することの意味を生かし、研修内容や研修形式を工夫改善していきます。

② 認可外保育施設の保育従事者に対する研修

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設ではありませんが、独自の保育方針や受入体制の柔軟さなどから利用されており、一部地域においては認可保育所に入所できなかった待機児童の受け皿となっている現状もあります。このため、認可外保育施設を利用している児童の安全確保のためにも、保育従事者の資質向上が求められています。

認可外保育施設の保育従事者についても、県が行う研修への参加を呼びかけていきます。

③ 放課後児童支援員の認定資格研修等の実施

国の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に基づき、放課後児童支援員に対して、「認定資格研修」を実施します。

(再掲) 86 ページ各論第3章 6 総合的な放課後児童対策の推進③-3

④ 子育て支援員の研修

子ども・子育て支援新制度においては、これまで補助事業で行ってきた小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブなどが新たに法律に基づく給付事業となり、これらの拡充に伴い、保育人材の確保も必要となります。

このため、子育て経験のある就業していない女性などに、国が示すガイドラインに基づく研修を受けてもらい、「子育て支援員」として認定することが国において検討されています。

⑤ 家庭的保育者の研修

家庭的保育や小規模保育を担う家庭的保育者等の質を確保するため、市町村と県の適切な役割分担のもと、家庭的保育者として認定するために必要な研修を実施するとともに、保育者の更なる専門性の向上のためこれら保育の特性を踏まえた研修の充実を図ります。

4 保育サービスの充実

(1) 多子世帯への保育料軽減措置の実施

子育て家庭が子育て支援に期待することとしては、経済的負担の軽減が最も高くなっており、保育所等に通う子どもの保護者は、保育料の軽減を求めています。

県では、国基準に上乗せする形で、第3子以降の3歳未満児の保育所の保育料を無料化又は軽減する市町村に対し補助を行っています。平成24年度から、全市町村が無料化しています。

【事業概要】

○保育所に1人入所している場合

第3子以降



保育料の負担



保護者負担分



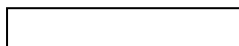
国基準による軽減分



県事業による軽減分

○保育所に2人同時に入所している場合

第2子

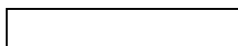


第3子以降

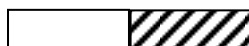


○保育所に3人同時に入所している場合

第1子



第2子



第3子以降



(2) 教育・保育施設の情報の公表について

① 基本的な考え方

教育・保育を提供する施設等に関する情報を公表することは、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくために必要です。

また、小学校就学前の子どもを持つ保護者が、適切かつ円滑に教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保できるよう、教育・保育を提供する施設等は、必要な情報を県に報告しなければなりません。

県は、保護者が施設等を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

② 情報公開の具体的内容

- ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名など）
- ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など）
- ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など）
- ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備など）

- ・利用料等に関する事項
など

(3) 認定こども園・幼稚園・保育所等の評価実施

① 幼保連携型認定こども園について

幼保連携型認定こども園は、教育・保育等の内容について自己評価を行い、結果を公表するものとされています。また、関係者評価や外部評価を行い、結果を公表するよう努めるものとされています。

県においても、幼保連携型認定こども園が小学校就学前の教育・保育を一体的に提供できる施設であるという認識のもと、各種評価の実施や結果の公表を促進するよう、指導監査の実施などを通して働きかけていきます。

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園について

幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、自己評価を行い、結果を公表するものとされています。また、関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされています。

各種評価の実施や結果の公表を促進するよう、指導監査の実施などを通じて働きかけていきます。

③ 保育所、保育所型認定こども園について

保育を必要とする子どもがいちばん長い時間を過ごすのは保育所です。保育所が子どもにとって過ごしやすい場所であること、保護者にとっても信頼できる施設であること、職員にとっても働きやすい職場であることが必要です。

そのためにも、まず保育所及び保育所型認定こども園の自己評価の実施及び結果の公表を促すとともに、より客観的に保育の質を評価するために、外部評価の受審及び結果の公表を促します。

(4) 福祉サービス第三者評価の受審促進

保育所における保育サービスの質の向上に取り組むとともに、その評価結果等が公表されることにより、保護者等の適切なサービス選択に役立つための情報となるよう、福祉サービス第三者評価制度の普及を図り、福祉サービス第三者評価の受審・公表を促進します。

福祉サービス第三者評価を受審した保育所を運営する社会福祉法人については、運営等に大きな問題がない場合は、社会福祉法人の実地監査の周期を4年に1回とすることができますので、併せて周知を図ります。